

実費徴収に係る補足給付（給食費補助）の申請手続きについて

施設等利用給付認定（1号～3号）を取得している子どもであり、給食費の実費を支払っている場合、以下に該当する方は実費徴収に係る補足給付（給食費補助）の対象となります。

実費徴収に係る補足給付の申請方法について、以下のとおりご案内しますので、本案内をよくお読みいただいた上で、ご申請ください。なお、本ご案内は、交付が完了するまで大切に保管してください。

記

1. 対象者

施設等利用給付認定（1号～3号）の認定を受けた子どもの保護者であり、以下のいずれかに該当する方が対象です。

○年収 680 万円未満相当世帯（世帯全体の区市町村民税所得割課税額が 211,200 円以下世帯）の子ども

○第 3 子以降の子ども

※対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第 1 子、第 2 子、第 3 子と数えます。

2. 対象となる経費

教育時間中（9：00～14：00 等）に給食を提供されており、給食実費を園に支払っている場合の給食材料費実費が対象となります。ただし、給食費として園から徴収されている経費のうち、人件費や光熱費等が含まれている場合は、一部対象外となります。

※家から持参するお弁当は、給食に該当しないため対象外です。

3. 申請に必要な書類

実費徴収に係る補足給付は「償還払い」にて行います。従前どおり施設に給食費を支払い、申請の時期に以下の書類を区にご提出ください。

（1）必要書類

○「実費徴収に係る補足給付交付申請書」（第 8 号様式）（以下「申請書」といいます。）

（2）申請書について

豊島区ホームページからダウンロードし、保護者自身にて記入ください。

申請書下部「申請内訳」は記入しないでください。

なお、実費徴収に係る補足給付は、私立幼稚園等園児保護者補助金と同一口座に振り込みます。私立幼稚園等園児保護者補助金の交付振込先を変更したい場合、届け出が必要となります。変更を希望する場合は保育課までお問い合わせください。

(3) 領収証等について

給食費については幼稚園から証明をいただきますので、幼稚園から発行された領収書を区へご提出いただく必要はありません。

(4) 様式のダウンロードについて

申請書のダウンロードは2次元コードより読み取りが可能です。



←「私立幼稚園（新制度未移行園）園児保護者への各種補助金」のページはこちら。
読み取りできない場合は、ページ ID「40688」で検索してください。

4. 申請方法及び申請時期

(1) 申請方法

幼稚園に申請書をご提出ください。なお、ご兄弟分を請求する場合、子ども1人に対し1枚の申請書が必要です。

(2) 請求時期

幼稚園が指定する期日までに提出してください。ただし、幼稚園から区に提出いただく期限は、以下になります。

令和8年7月17日(金)

※上記期日までにご提出いただいた場合は、対象者には他の補助金と同じく4～8月分を令和8年11月末にご指定の口座にお振込みします。

最終提出期限は令和9年3月31日(水)【必着】です。この日を過ぎた後に申請していただいても交付できませんのでご了承ください。

5. 支給限度額及び支給時期

給食費のうち、それぞれ副食材料費5,100円、主食材料費3,000円が上限となり、合算して8,100円が給食費の支給限度額です。利用月ごとの実費合計と月額上限額を比較し、低い方の金額が支給額となります。

提出いただいた書類を確認させていただき、施設等利用費及び私立幼稚園等園児保護者補助金と同時期(令和8年11月末・令和9年5月末)に指定の口座へ振り込み予定です。

【問い合わせ先・提出先】

豊島区子ども家庭部保育支援担当課 幼稚園・地域型保育グループ
〒171-8422
豊島区南池袋2-45-1
TEL 03-4566-2481(直通)